郵政事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（要旨）
－郵便事業の効率化・合理化、郵政三事業の事業別計理等－

勧告日： 平成１４年1月１１日
勧告先： 総務省
実施時期：平成１３年4月～１４年1月

【行政評価・監視の背景事情等】

○ 郵便事業については、電気通信技術の発展による通信手段の多様化や民間宅配便事業の進展など、事業を取り巻く経営環境は一段と厳しくなっており、平成１０年度以降、単年度収支が赤字。このような中で、経営の健全性の確保、良質なサービスの提供のため、事業の実施体制及び運営全般に徹底的な見直しが要請
　また、郵政三事業それぞれの経営状況や事業運営の効率性等を明らかにするため、事業別収支の状況等を適切に開示することが基本

○ 本行政評価・監視は、郵便事業の運営状況及び郵政三事業に係る事業別計理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

○ 調査対象機関：総務省、事業者等

○ 担当部局：行政評価局、管区行政評価局（7）、四国行政評価支局、行政評価事務所（6）

【主な勧告事項】

1 郵便事業の経営の効率化・合理化

(1) 集配郵便局の受持ち区域の統合の推進

・ 集配郵便局の受持ち区域（郵便区）は、原則として行政区（市区町村）と合致させる形で設定 （郵便区の数：平成元年度末５，２３７→１２年度末４，８９８）
・ 昭和４３年度の郵便番号制の導入、平成9年度の新郵便処理システムの配備により、必ずしも行政区に合致させて郵便区を設定する必要がなく、行政区をまたがって郵便区統合を行う余地が拡大

○ 郵便区の設定の在り方を取り巻く環境は大きく変化している中で、郵便区の設定権限を有する地方郵政局では、郵便区調整は、従来どおり、原則として同一行政区内に複数の郵便局が設置されている場合に実施する方針
・ 隣接する行政区において、新郵便処理システムが配備された局と取扱郵便物数の少ない集配普通郵便局等が近接して設置されており、両局合わせた取扱郵便物数が他地域において1局で処理している物数と同程度であるにもかかわらず、それを処理する要員数が1局のそれよりも多くなっている例あり
　[近畿郵政局の例：3局の統合で約１３人の合理化が可能]

○ 集配郵便局の局舎の新築・増改築に当たって、行政区画、郵便区の人口・面積、周辺集配郵便局の局舎状況等を勘案しつつ、その周辺郵便区の統合を図るとの方針であるにもかかわらず、郵便区調整の担当部門と郵便局舎改善の担当部門との連携が不十分
・ 周辺郵便区との統合により要員の合理化を図る余地が認められるにもかかわらず、その検討が行われないまま局舎改善を実施している例あり
　[北海道郵政局の例]

＜勧告要旨＞

業務運営の効率化及び要員の合理化を図る観点から、次の措置を講ずること。

○ 中長期的視点に立った効率的な集配郵便局の配置を推進するため、同一市町村内に複数設置されている小規模な集配郵便局の郵便区の統合のほか、新郵便処理システムの配備計画や局舎改善計画などに併せ、行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通郵便局の郵便区の統合についても積極的かつ計画的に取り組むこと。

(2) 内務業務・外務業務担当要員の合理化

・ 内務業務(郵便物の差立区分、配達区分を行う業務)
  平成12年度末:2万228局の郵便局に7万9,805人配置
 外務業務(郵便物の配達、ポストからの郵便物の取集めを行う業務)
  平成12年度末:4,898局の集配郵便局に8万4,610人配置
・ 内務業務については、平成11年度から3か年計画で、地域区分局等99局を対象に郵便物の区分・発着作業などへ非常勤職員の活用を実施
・ 外務業務については、要員の削減効果が大きい新郵便処理システムを小型普通通常郵便物数が多い集配郵便局に配備することに合わせて、同システムの配備局の周辺にある小型普通通常郵便物数が多い未配備局を対象にその道順組立等業務を配備局に集中して処理する方式を導入し、要員の合理化を推進中

＜内務業務＞

○ 取扱郵便物数等が同程度の郵便局間に要員の配置数に格差

仙台中央郵便局(東北郵政局管内):1,285,118通(個)／日、69.0人／時
神戸中央郵便局(近畿郵政局管内):1,198,708通(個)／日、71.2人／時

○ 書留郵便物の担当部門については、非常勤職員の活用を図るべき対象部門として具体的に示されていないことも一因となって、当該部門における非常勤職員の活用状況に郵便局間で相当の格差
 [非常勤職員の活用率:博多郵便局22.5%、東京多摩郵便局50.7%]

＜外務業務＞

○ 配備局の周辺にある小型普通通常郵便物が多い未配備局で、かつ、その道順組立等業務を配備局で集中して処理することにより外務業務担当要員の削減を図る余地のあるものが集中化の対象とされていない例あり [近畿郵政局]

＜勧告要旨＞
 業務運営の効率化・合理化を図る観点から、次の措置を講ずること。
1. 内務業務について、1) 業務量に対応した要員配置の見直しの徹底、2) 書留郵便物部門における非常勤職員の活用の拡大により、要員の合理化を図ること。
2. 外務業務について、新郵便処理システムの配備局への道順組立等業務の集中化を徹底することにより、要員の合理化を図ること。

(3) 運営費の縮減

ア 非常勤職員の雇用経費の節減の徹底

・　平成12年度の非常勤職員の雇用経費：1，388億円
・　「賃金・超勤日別把握システム」を平成10年度に導入。これを活用し、雇用経費計画額に対する日別の使用状況を把握する等により雇用経費総額抑制の面からの雇用管理を実施

○　「賃金・超勤日別把握システム」を活用した現行の非常勤職員の雇用管理の仕組みは、雇用経費の総額に着目して構築されたものであることから、業務量に見合った非常勤職員の雇用管理には対応できず
・　任意の1週間において1日当たり10人以上の雇用過剰が発生している日が3日間以上あるものが、23局中9局

＜勧告要旨＞
非常勤職員の雇用経費の一層の節減を図る観点から、次の措置を講ずること。
○　賃金・超勤日別把握システムを活用した現行の雇用管理に加えて、郵便物数等の業務量に見合った非常勤職員の雇用数の調整を的確に行うことができるような仕組みを整備すること。

イ　運送委託費の縮減

・　郵便局間の郵便物の運送はすべて民間事業者に委託。委託費の8割は自動車によるもの（平成12年度委託費（自動車）：約995億円）
・　自動車による郵便物の運送形態には、「郵便専用自動車」によるもの（運送会社に運送業務を委託）と「軽自動四輪車」によるもの（個人に郵便局配備の軽自動四輪車の運転業務を委託）あり
・　コスト縮減の一環として、軽自動四輪車による運送委託路線における現行の運転委託運送方式から非常勤職員を活用した運送方式への切替えを試行的に実施中
　この全国的展開については、切替えによる経済効果及び業務運行上の支障の有無を十分検討した上で決定することとして、その時期等は明らかにしておらず

○　現行の運転委託運送方式から非常勤職員を活用した運送方式への切替えを試行した路線において、経費節減効果が認められ、切替えによる業務運行上の支障も特段生じておらず、これと同様の条件の路線が全国的に相当数あり

＜勧告要旨＞
郵便物の運送委託について、コスト縮減の徹底を図る観点から、次の措置を講ずること。
○　軽自動四輪車による郵便物の運送委託について、非常勤職員を活用した運送方式への切替えによる効果分析を急ぎ、速やかに当該方式の全国的展開を図ること。

(4)　経営管理の改善

・　郵便事業の財務状況は、平成10年度以降単年度収支の赤字が継続
・　大口顧客に対する料金割引制度の拡大などの新規施策の導入や利用者サービスの改善等により郵便利用の拡大や増収に努力

○　民間宅配便事業者等との競争性の確保及び郵便利用の拡大の観点から導入されている増収施策について、導入効果の発現状況の確認が十分行われていない等のため、取扱実績が当初の予測を大幅に下回り多額の赤字を計上しているが、見直しが行われないまま継続されている例あり

・　新超特急郵便及び新特急郵便の例

[収入で人件費も賄えず、平成１２年度の赤字額（収入－人件費）約４億1，０００万円]

＜勧告要旨＞

徹底したコスト意識に基づく経営管理を確立する観点から、次の措置を講ずること。

○　新規増収施策については、導入後の適切な時期に、期待した増収効果が得られているか否かを把握し、施策の効果が上がっていないものについては速やかに廃止する等必要な見直しを行うこと。

2　郵政事業の事業別計理の適切化

・　郵政三事業の業務運営に係る損益は、郵政事業特別会計において各事業別に経理

・　収益及び損失のうち、その発生原因が一の事業に係るものはその事業に、二以上の事業にわたるものは適正かつ妥当な割合で事業別に区分して計理（分計）

・　管理・共通的経費について、一の事業に特定できない経費は人員数（本務者）や庁舎使用面積の比率を用いて分計

○　郵政三事業を取り巻く業務環境については、1）システム化・機械化・非常勤職員化の推進等により三事業別の人員構成が徐々に変化、2）ＡＴＭの休日の稼働や窓口時間の延長などにより、例えば、電灯電力料は庁舎使用面積のみならず使用時間とのかかわりが増大するなど変化

このような業務環境の変化が分計に及ぼす影響について検証する必要あり

＜勧告要旨＞

引き続き事業別計理の適切化を図るとともに、郵政事業の事業別の経営状況を的確に把握し、これを明らかにする観点から、次の措置を講ずること。

○　分計に用いる比率については、郵政事業を取り巻く業務環境の変化を踏まえ、その妥当性の検証を行い、妥当性の低下したものについては必要な見直しを行うこと。

［その他の勧告事項］

○　郵便小包に係る業務運営の効率化・合理化

（発着作業部門について、非常勤職員を活用する方式を採用している大規模郵便局においては、外部委託方式へ切り替えることにより、非常勤職員の管理・監督等に係る職員（本務者）の削減など）